

# 小売業者・飲食店などに 支援金 10 万円を給付



## ～摂津市新型コロナウイルス感染症対策 小規模事業者等激励金給付事業～

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言を受け、事業継続が厳しい市内事業者に対して、支援金（激励金）を給付します。

**対象** 下記の全ての条件を満たす市内の小規模事業者・中小企業者

- ①小売業、飲食店、洗濯、理容、美容、浴場業、旅行業に属する従業員5人以下の事業者（飲食店のみ100人以下）
- ②令和2年1月以前から事業を営み、今後も事業を継続する見込みの事業者
- ③新型コロナウイルス感染症発生に起因して売上が減少している事業者

【支給金】10万円を限度 ※1事業者1回まで

【申請期間】6月30日(火)まで

【申請方法】申請書兼請求書、誓約書、店舗基本情報（以上、市ホームページからダウンロード）、本人確認書類の写し、営業に関する許認可等の写し、市内で事業を営んでいることが確認できる書類、売上の減少が確認できる書類（2019年1～12月および申請日の前月の売上げ）、口座情報が分かる書類を産業振興課へ郵送

【申請・問合せ】〒566-8555（住所不要）摂津市・産業振興課商工労政係  
☎06-6383-1362（直通）



詳細は、市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/oshirase/13129.html>